

事務所便り

2023年4月号
2023年4月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

先日は、朝のJアラートに驚きました。結局、ミサイルは到来しなかったものの、黄砂に襲われました。グローバルな災厄が頻々と生じます。来月には、コロナ感染症の類別変更も控えていますが、事務所全体の方向を模索中です。

令和5年度税制改正から

公認会計士 鎌田 直善

例年行われる税制改正ですが、今年度も多岐にわたりました。
その中から、いくつかピックアップしてお知らせいたします。

【消費税（インボイス）関連】

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、3年間に限り、納税額が売上税額の2割に軽減されます。簡易課税より税額軽減が見込まれます。
事前申請不要です。
- 基準期間の課税売上高が1億円以下である事業者については、制度導入後6年間、支払対価1万円未満の課税仕入れについては、帳簿のみの保存で、言い換えればインボイスなしで、仕入控除ができます。
- 売上に係る対価の返還等の税込価格が1万円未満である場合には、インボイスの交付義務が不要になりました。これにより、よくある振込手数料の値引分も、値引として会計処理することにより、インボイスの心配が不要になります。手数料等の勘定で費用処理する場合も、消費税計算上は値引きとして集計できれば、インボイス不要です。

【資産税関連】

- 相続時精算課税制度において、現行の基礎控除2500万円とは別に、令和6年から、年間110万円の基礎控除が創設されました。この110万円部分については、相続税の課税財産に加えません。
- 相続時精算課税を選択していない場合は、相続開始前の贈与について、現行3年間の相続財産への加算（持ち戻し）が、7年へと大幅に伸長されます。令和6年の贈与から適用されます。

【電子帳簿保存法関連】

インボイス導入の次に来る関心事です。

令和5年改正の変更点については、次ページの記事をご参照ください。

令和5年度税制改正により見直しされた、電子取引データ保存に関する主な変更点は、以下の通りです。

(1) 検索要件の全てを不要とする措置：対象者が見直されました（恒久）

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索要件の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

- イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大
- ロ 対象者に「電子取引データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたもの）を提示・提出することができるようにしている保存義務者」を追加

(2) 令和4年度税制改正の「宥恕措置」（電子取引データを紙に出力して保存可能）は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されました

令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを、紙出力して保存している場合は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、その書面を保存し、税務調査等の際に提示・提出できることが求められています。廃棄には要注意です。

(3) 令和5年度税制改正で、新たな「猶予措置」が設けられました（恒久）

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

- イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合
 - 上記(2)の「宥恕措置」では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでした。
 - 上記(3)の「猶予措置」では、出力書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データ自体の「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。従って、保存すること自体は必要です。

営業時間のお知らせ

職員の就業時間は12月～5月の間は、原則9時から18時までです。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。